

山梨県地域枠医師等キャリア形成プログラムの改訂について

山 梨 県

- キャリア形成プログラムは、地域枠医師等の就業義務期間中の配置方針を定めるものとして、平成 31 年 3 月に地域医療対策協議会の協議を経て策定した。
- 本年度、県内で初めて地域枠医師の義務違反が発生したことを受け、より効果的な義務違反防止対策を講じる必要から、地域枠医師の義務年限違反に対する違約金を創設することとし、昨年 9 月に地域医療対策協議会各委員に対し意見照会を行いご承諾をいただいた。
- ついては、令和 3 年 4 月に入学する地域枠の医学生から、医師免許取得後に、県と対象医師の間でキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結し、県内就業義務の違反者に対しては就業年数に応じて違約金を課すこととし、キャリア形成プログラムについて、次のとおり改訂することとしたい。
- なお、本改訂を踏まえた契約締結の開始については、令和 9 年 3 月となる見込み。

< 改訂内容 >

- ・ キャリア形成プログラムの適用に係る契約の締結
- ・ 契約違反者への違約金の設定
- ・ 契約書様式及び違約金額等一覧の追加

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

(改訂案)

平成 31 年 3 月策定
(令和 2 年 2 月一部改正)
(令和 3 年 3 月一部改正)

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域枠生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等においての勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（＝ 6 年 × 5／2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合： 9 年（＝ 6 年 × 3／2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合： 6 年（＝ 15 年 － 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間

3. キャリア形成プログラム

（1）基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける者。

② 契約の締結

- ・ 対象者のうち、令和 3 年度（2021 年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙 1 により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。
- ・ キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつたと認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙 2 のとおり県に違約金を支払うものとする。

③ 配置方針

ア 地域枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 卒後15年間の管理期間のうち、初期臨床研修を含め通算9年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。
- ・ 就業義務年限のうち原則4年間以上は、県内の特定公立病院等のうち、医師の確保を特に図るべき区域等（※）に所在する特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

※ 医師の確保を特に図るべき区域等とは、山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」とする。

- ・ 甲府市、中央市を除く中北医療圏域内の地域
- ・ 峡東医療圏全域 ・ 峡南医療圏全域 ・ 富士東部医療圏全域

イ 一般枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する管理期間のうち、初期臨床研修を含め修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を就業義務年限として知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務すること。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等への勤務期間については、修学資金の貸与を受けた期間に応じ決定することとする。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

④ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務、大学院への通学、海外留学等は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修、週31時間以上の勤務をしながらの大学院への通学については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 中断期間

- ・ 災害、疾病、負傷、出産、育児等その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。
- ・ なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間を除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。
- ・ 中断期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する山梨赤十字病院での臨床研修は、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務とする。

⑦ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

(2) 配置調整の手順

- ・ 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定すること。

(3) 配置例

① 基本事項

ア 知事が指定する県内の特定公立病院等に9年間就業する。

- (1) 県内の臨床研修病院で初期臨床研修を行う。
- (2) 専門研修は、原則県内の基幹病院の専門研修プログラムを選択する。
- (3) 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する。

イ 就業義務年限中にやむを得ない理由がある場合は、就業義務年限が中断できる。中断期間は、管理期間の対象外となる。

ウ 就業義務年限中に猶予期間を使い県外医療機関での研修等ができる。

② 具体的な配置例

<凡例>

※就業義務年限に算入できる期間

臨床研修：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内臨床研修病院での初期臨床研修期間

医師確保：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内の医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等での研修・勤務期間

特定公立：県内臨床研修病院及び医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等以外の県内特定公立病院等での研修・勤務期間

◆配置例①：専門医３年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則３年の診療科
内科、総合診療科、救急科、精神科、外科、小児科、産婦人科、
放射線科、臨床検査、病理、リハビリテーション科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数					①		②	③	④
← 特定公立病院等勤務９年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務４年 →									

◆配置例②：専門医４年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則４年の診療科
整形外科、麻酔科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
泌尿器科、形成外科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数					①	②		③	④
← 特定公立病院等勤務９年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務４年 →									

◆配置例③：専門医５年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則５年の診療科 皮膚科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等		
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数						①	②	③	④
← 特定公立病院等勤務９年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務４年 →									

○ 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。

○ また、専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的な配置例も提供できるため、カリキュラム制への移行希望も含め、地域医療支援センターに相談すること。

◆配置例④：初期臨床研修を医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院で２年
＋専門医３年で取得の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修 医師確保	臨床研修 医師確保	特定 公立	特定 公立	特定 公立	医師 確保	医師 確保	特定 公立	特定 公立
指定病院 勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域 病院勤務年数	①	②				③	④		
← 特定公立病院等勤務９年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務４年 →									

◆配置例⑤：専門医３年で取得＋県外病院勤務２年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等										
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	県外病院	特定公立	県外病院	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保	就業義務達成				
指定病院勤務年数	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦	⑧	⑨					
医師確保地域病院勤務年数					—		—	①	②	③	④					
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所持する病院等勤務4年 →																
猶予期間（県外病院勤務 等）2年活用																

◆配置例⑥：専門研修3年で取得＋海外留学1年＋県外病院勤務2年＋育休1年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			留学	育休	専門研修（サブスペ）等							
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	—	—	医師確保	医師確保	県外病院	県外病院	特定公立	医師確保	就業義務達成	
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	—	—	⑥	⑦	—	—	⑧	⑨		
医師確保地域病院勤務年数					①	—	—	②	③	—	—		④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 → 猶予期間（海外留学・県外病院勤務 等）3年活用 / 中断期間（育休等）1年															

◆配置例⑦：初期臨床研修たすき掛けプログラムで県外病院勤務1年＋専門医3年で取得＋大学院4年＋県外病院勤務2年＋疾病による休職1年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
キャリア	初期臨床研修		専門研修			大学院				疾病	専門研修（サブスペ）等					
研修・勤務先	臨床研修	県外病院	特定公立	特定公立	医師確保	大学院	大学院	大学院	大学院	—	特定公立	医師確保	県外病院	特定公立	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	—	②	③	④	—	—	—	—	—	⑤	⑥	—	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数		—			①	—	—	—	—	—		②	—		③	④
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 → 猶予期間（大学院・県外病院勤務）6年活用 / 中断期間（疾病）1年																

○ 配置例①～⑦は配置のモデルであり、修行義務年限9年間のうち合算で4年間医師の確保を特に図るべき区域等の病院等に勤務すれば、就業義務要件を達成したこととなる。

○ 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 年 月から 年 月までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。
なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。

（配置計画の決定）

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

（義務）

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

（違約金）

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

（違約金の支払いの債務の免除）

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金の支払いの債務の猶予）

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

（補足）

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

（甲） 住所
氏名 山梨県知事 印

（乙） 住所
氏名 印

(単位:千円)

		(新規) 違 約 金 ※ 県内就業通算経過年数										
		1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)		
(現 行) 利 息 ※ 卒 業 後 年 数	1年 (936)	17,784	※ 支払総額には、貸与資金 9,360千円 を含みます。									
	2年 (1,872)	18,720									17,784	
	3年 (2,808)	19,656									18,720	17,784
	4年 (3,744)	20,592									19,656	18,720
	5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784						
	6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784					
	7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
	8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
	9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
	10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720		
	11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656		
	12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592		
	13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528		
	14年 (13,104)								23,400	22,464		
	15年 (14,040)									23,400		

別紙2 「貸与資金＋利息（現行）＋違約金（新規）」の支払い総額表

別紙 3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学病院 医療法 第31条	臨床研修 病院	公 立 診 療 所	その他知事が 別に定める施設	
					災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院
医師確保 を特に図 るべき区 域等に 所在する 特定公立 病院等	峡北・ 峡西地 域	【病院10施設】 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 恵信韮崎相互病院 韮崎東ヶ丘病院 峡西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○ ○			○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所2施設】 北杜市立国民健康保険辺見診療所 北杜市立白州診療所				
	峡東地 域	【病院8施設】 山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所5施設】 山梨市立産婦人科医院 甲州市落合出張診療所 甲州市一瀬出張診療所 甲州市大藤診療所 笛吹市芦川国民健康保険診療所			○ ○ ○ ○ ○	
	峡南地 域	【病院4施設】 飯富病院 市川三郷病院 富士川病院 身延山病院	○ ○			○ ○ ○ ○
		【診療所15施設】 市川三郷町国民健康保険診療所 三共診療所 硯島診療所 五箇出張診療所 雨畑出張診療所 西山出張診療所 都川出張診療所 身延町営下部診療所 身延町営久那土診療所 身延町営古閑診療所 身延町国民健康保険大須成診療所 身延町国民健康保険曙診療所 南部町国民健康保険診療所 南部町佐野診療所 南部町国民健康保険万沢診療所			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学病院 医療法 第31条	臨床研修 病院	公立 診療所	その他知事が 別に定める施設	
					災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院
	富士・ 東部 地域	【病院5施設】 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ●	○ ○ ◎ ○ ○
		【診療所9施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック 上野原市立病院附属西原診療所 上野原市立病院附属秋山診療所 道志村国民健康保険診療所 山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所 富士河口湖町立富士高原診療所 国民健康保険小菅診療所 丹波山村国民健康保険診療所 丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
医師の 確保を 特に図る べき区域 等以外に 所在する 特定公立 病院等		【病院10施設】 国立病院機構甲府病院 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 甲府城南病院 甲府脳神経外科病院 住吉病院 HANA ZONOホスピタル	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ● ○ ○
		【診療所3施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 甲府クリニック 甲府市直営宮本診療所 甲府市直営上九一色診療所		○ ○ ○		

< 凡例 > 専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎基幹病院 ○連携病院

別紙 4 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等の診療科一覧

地域	施設名	内	小	皮	精	外	整	産	眼	耳	泌	脳	放	麻	病理	検査	救	形	リ	総
峡北・峡西地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター		○	○			○				○								○	
	山梨県立北病院				○															
	韭崎市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	北杜市立甲陽病院	○	○	○		○	○	○	○		○	○							○	
	北杜市立塩川病院	○	○	○		○	○		○		○		○						○	
	恵信韭崎相互病院	○				○	○												○	
	韭崎東ヶ丘病院				○															
	峡西病院				○															
	巨摩共立病院	○	○			○	○		○										○	
	白根徳洲会病院	○	○			○	○	○				○	○	○					○	
	北杜市立国民健康保険辺見診療所	○																		
	北杜市立白州診療所	○	○					○	○											
峡東地域	山梨市立牧丘病院	○	○			○	○													
	甲州市立勝沼病院	○		○		○	○	○	○	○	○								○	
	加納岩総合病院	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○				○	○	
	日下部記念病院				○															
	山梨厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	塩山市民病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							○	
	笛吹中央病院	○	○	○		○	○		○	○		○		○					○	
	石和共立病院	○	○		○	○	○						○						○	
	山梨市立産婦人科医院							○												
	甲州市落合出張診療所	○	○																	
	甲州市一瀬出張診療所	○	○																	
	甲州市大藤診療所	○																		
	笛吹市芦川国民健康保険診療所	○	○																	
峡南地域	飯富病院	○		○	○	○	○		○	○			○				○		○	
	市川三郷病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						○	
	富士川病院	○	○	○		○	○					○	○		○				○	
	身延山病院	○	○			○	○		○											
	市川三郷町営国民健康保険診療所	○					○													
	三共診療所	○																		
	硯島診療所	○																		
	五箇出張診療所					○														
	雨畑出張診療所	○																		
	西山出張診療所	○																		
	都川出張診療所	○																		
	身延町営下部診療所	○																		
	身延町営久那土診療所	○																		
	身延町営古閑診療所	○																		
	身延町国民健康保険大須成診療所	○																		
	身延町国民健康保険曙診療所					○														
	南部町国民健康保険診療	○	○		○	○	○													
	南部町佐野診療所	○				○														
	南部町国民健康保険万沢診療所	○	○			○														
富士・東部地域	富士吉田市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	山梨赤十字病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
	大月市立中央病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	都留市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	
	上野原市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック				○															
	上野原市立病院附属西原診療所	○	○			○														
	上野原市立病院附属秋山診療所	○	○			○														
	道志村国民健康保険診療所	○	○																	
	山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所		○																	
	富士河口湖町立富士高原診療所	○	○																	
	国民健康保険小菅診療所	○	○																	
	丹波山村国民健康保険診療所	○																		
	丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所	○																		